

令和5年5月8日

下條中学校 保護者 様

下條小学校 保護者 様

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

下條村教育委員会

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行されました。それに伴い、今後の学校教育活動における感染対策について以下のように対応しますのでご了承の上、ご理解ご協力をお願いします。

1 出欠の連絡について

現在、健康観察アプリLEBERにて、検温・出欠の報告をしていただいています。欠席の報告を受け、学校（担任）よりご家庭に症状・詳細の問い合わせをする場合もあります。発熱等の症状が見られる場合は、今まで同様、回復するまで登校を控えるようにしてください。

※現在、校務支援システムに出欠席に関わる送信について一本化を進めています。新しい運用が決まるまで、お手数をおかけしますが、今まで通りの方法で報告をお願いします。

2 マスクの着用について

原則として、マスクの着用を求めません。ただし混雑が想定されたり、校外の施設訪問などをしたりする際は、着用することがあります。常時携帯するようにしてください。

3 感染リスクが比較的高い学習活動について

感染リスクが比較的高い学習活動については、「近距離」「対面」「大声」などを控え、活動場面に応じた対策を講じながら行っていきます。

4 校内における感染対策について

引き続き学習を行う教室は常時換気を行います。また、校外活動後や給食前等の手洗いを励行いたします。

5 感染の再流行が起こった場合について

児童・生徒の安全を第一に考え、その都度対応を検討しながら対策を実施していきます。

6 その他

5月8日時点での対応ですので、今後 県からの指示により追加及び、修正をする可能性があります。現時点では、感染した場合は発症日の翌日より5日程度の療養が望ましいとされています。